

## Client Alert – Sustainability

2025年7月

## I. はじめに

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、森・濱田松本法律事務所では、サステナビリティに関連する各分野の近時のリーガルニュースを集めて、Client Alert – Sustainability 2025年7月号(通算第3号)を作成いたしました。実務の一助となれば幸いに存じます。

## II. 目次

開示	<ul style="list-style-type: none"><li>1. TNFD、取締役向けの質問ガイドを発行</li><li>2. JPX 総研等、「JPX 日経インデックス人的資本 100」の構成銘柄及び算出要領を公表</li><li>3. 経済産業省等、「SX 銘柄 2025」と「SX 注目企業 2025」を選定</li><li>4. 日本公認会計士協会、サステナビリティ及び外部の専門家の作業の利用に関する基準の概要等の翻訳を公表</li><li>5. SSBJ 事務局、「SSBJ ハンドブック」を公表</li><li>6. SSBJ、「中期運営方針」を公表</li><li>7. バーゼル銀行監督委員会、「気候関連金融リスクの任意開示の枠組み」を公表</li><li>8. 金融庁、「気候関連リスクに関する金融機関の取組の動向や課題」を公表</li><li>9. 環境省、「環境課題の統合的取組と情報開示に係る手引き」を公表</li></ul>
ファイナンス	<ul style="list-style-type: none"><li>1. 金融庁、「カーボン・クレジット取引に関する金融インフラのあり方等に係る検討会報告書」を公表</li><li>2. 金融庁、「サステナブルファイナンス有識者会議第五次報告書」を公表</li></ul>
環境	<ul style="list-style-type: none"><li>1. 環境省、「令和 6 年度 循環型ファッションの推進方策に関する調査業務～マテリアルフロー調査結果～」を発表</li><li>2. 環境省、「ストックホルム条約、バーゼル条約及びロッテルダム条約締約国会議の結果について」を発表</li><li>3. 環境省、「地域ぐるみでの支援体制構築ガイドブック(令和 6 年度版)～地域で脱炭素経営を推進する意義～」を公表</li><li>4. 環境省・経済産業省、第 1 回アジア・ゼロミッション共同体(AZEC)での炭素市場構築に</li></ul>

	<p><u>関する国際会合を開催</u></p> <p><u>5. 欧州委員会、欧州森林破壊防止規則(EUDR)に基づき、「高リスク国」と「低リスク国」の指定方法を規定する EU 規則を公表、分類案も提示</u></p> <p><u>6. 環境省、排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令を公布</u></p> <p><u>7. 環境省、令和 7 年版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書を公表</u></p> <p><u>8. 欧州理事会、欧州バッテリー規則におけるデューディリジェンス義務の適用日を 2 年延期</u></p> <p><u>9. 環境省、「水質基準に関する省令の一部を改正する省令」及び「水道法施行規則の一部を改正する省令」を公布</u></p>
<p><u>ビジネスと人権</u></p>	<p><u>1. RMI、鉱物サプライチェーンに関する新たな評価基準を公表</u></p> <p><u>2. AIAG、強制労働デューディリジェンス報告書第 2 版を発行、9 月から提出要求</u></p> <p><u>3. 米国、性的ディープフェイク画像等の削除を義務化する法律を制定</u></p> <p><u>4. FSC、自主隔離先住民族(IPVI)の権利保護強化を表明</u></p> <p><u>5. 「ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議」第 12 回会合の実施</u></p> <p><u>6. FSC、苦情及び不服申立処理に関する規定の改訂案へのパブリックコンサルテーションを開始</u></p> <p><u>7. PRI、人権イニシアティブ Advance で初の年次報告</u></p> <p><u>8. 法務省、「人権教育・啓発に関する基本計画(第二次)」にビジネスと人権に関する記載等を追加</u></p> <p><u>9. 世界経済フォーラム、「世界ジェンダー・ギャップ報告書 2025」を公表</u></p> <p><u>10. ILO、「労働環境における生物学的な危険からの保護に係る条約(ILO192 号条約)」を採択</u></p> <p><u>11. ILO 及び UNICEF、「児童労働の世界推計 2024 年版」を公表</u></p> <p><u>12. UNGC、「持続可能な調達連合」発足</u></p> <p><u>13. 米国 CBP、強制労働の関与が疑われる外国製品に対する申立てポータルを開設</u></p> <p><u>14. 欧州理事会、EU CSDDD 修正案に対するポジションを公表</u></p>
<p><u>ガバナンス</u></p>	<p><u>1. 金融庁、第三次改訂版スチュワードシップ・コードを公表</u></p> <p><u>2. 金融庁、「コーポレートガバナンス改革の実質化に向けたアクション・プログラム 2025」を公表</u></p>

### III. 開示

#### 1. TNFD、取締役向けの質問ガイドを発行

5月5日、自然関連財務情報開示タスクフォース(以下「TNFD」といいます。)は、“[Asking Better Questions on Nature](#)”シリーズの取締役向け版を公表しました。

本ガイドは、各取締役が、自社の事業と自然の関連性を概観した上で、企業のガバナンス、戦略、リスク管理、資本配分に関する意思決定に自然関連の課題が適切に組み込まれていることを確認するため、意思決定に役立つ必要な情報を抽出することを支援する目的で作成されたものです。本ガイドでは、取締役会で検討すべき12の点について、取締役から執行側のキーパーソンに対して質問することを想定して、その質問を訊く目的や、キーパーソンの回答のなかで注目すべき点等について記載しています。これらの12の質問は、気候変動や自然に関する課題を検討している組織の経験豊富な経営陣等との議論に基づいて特定されたものであるため、自然関連の開示を今後推進しようとする企業の取締役が、自社の姿を適切かつ正確に理解するために重要なポイントをカバーしたものになっています。なお、巻末では、日本における気候変動に関する取締役の義務を整理した文献が、世界における近時の進展のひとつとして紹介されています。

この“[Asking Better Questions on Nature](#)”シリーズは、他の立場の関係者向けのガイドについても今後12ヶ月の間に発行することが予定されています。有益な視点を提供する資料として続編も期待されます。

#### 2. JPX 総研等、「JPX 日経インデックス人的資本100」の構成銘柄及び算出要領を公表

5月8日、JPX 総研及び日本経済新聞社は、共同で開発していた人的資本(ヒューマンキャピタル)に着目した新しい株価指数につき、その[構成銘柄](#)及び[算出要領](#)を公表しました。2022年に政府から「人的資本可視化指針」が公表され、上場企業は2023年3月期の有価証券報告書から人材育成方針や女性管理職比率、男女間賃金格差等の開示を義務付けられ、日本でも企業の競争力を高めて企業価値を向上させるには、人的資本への投資が重要との認識が広がりつつあります。そのような状況を背景に、人的資本を意識した経営を実践する企業のパフォーマンスを表す新指数として、2社は2月5日に本指標の開発につき合意した旨を開示し、開発を進めていました。本指数に基づく算出は7月22日に開始されます。

本指数は、JPX 日経インデックス400の構成銘柄を母集団とし、女性管理職比率が30%以上、従業員平均年間給与の成長率が当該構成銘柄の上位10%、従業員一人当たり営業利益の成長率が当該構成銘柄の上位10%に該当する場合に加点をしながら算出される総合人的資本スコアを基に選定した100銘柄について、一定のウェイト付けの調整等を施して算出されます。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的な案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

### 3. 経済産業省等、「SX 銘柄 2025」と「SX 注目企業 2025」を選定

5月14日、経済産業省と東京証券取引所は、「SX 銘柄 2025」に13社を、「SX 注目企業 2025」に2社を、それぞれ選定して公表しました。また、これに合わせて「SX 銘柄 2025 レポート」を公表しています。

「SX」とは、企業が持続的に成長原資を生み出し、企業価値を高めるべく（「企業のサステナビリティ」の向上）、社会のサステナビリティ課題に由来する中長期的なリスクや事業機会を踏まえ（「社会のサステナビリティ」との同期化）、資本効率性を意識した経営・事業変革を投資家等との間の建設的な対話を通じて実行することを指します。経済産業省等は、応募のあった東京証券取引所上場企業の中から、SXを通じて持続的に成長原資を生み出す力を高め、企業価値向上を実現する先進的企業群を、「SX 銘柄」として選定・公表しています。

さらに、今年は新たに「SX 銘柄 2025」に選定されていない企業の中から、特に注目されるべき優れた取組を実施している2社を「SX 注目企業」に選定しています。これら2社は、コア事業の質を重視しながら成長を目指すポートフォリオ戦略や、「良品と均質」という強みを基盤に事業ポートフォリオの変革を策定して事業運営している長期戦略等が高く評価されています。

「SX 銘柄 2025」事業は、選定企業を「価値創造経営を進める日本企業の象徴」として示すことで、日本企業に対する国内外の投資家による再評価を促すきっかけとするとともに、長期的・持続的な企業価値向上に向けた経営・事業変革の実行を日本企業全体に促すことを狙いとしています。また、「SX 銘柄 2025 レポート」は、企業によるSXの取組実践につながる具体的な事例情報の提供をすること等を目的として作成されています。各社の価値創造ストーリーがグラフィックに示されており、評価委員会による評価コメントと合わせて、多くの企業のSX推進に参考になる資料であるといえます。

---

#### 4. 日本公認会計士協会、サステナビリティ及び外部の専門家の作業の利用に関する基準の概要等の翻訳を公表

---

5月19日、日本公認会計士協会は、国際会計士倫理基準審議会(以下「IESBA」といいます。)が2025年1月に公表した「[基準の概要:サステナビリティ保証に関する国際倫理基準\(IESSA\)](#)」(原題:Ethics & Independence for Sustainability Assurance (IESSA) Technical Overview)等の文書の翻訳を公表しました。

IESSAは、サステナビリティ保証業務の実施者の倫理的行動及び独立性に関するグローバル・ベースラインを確立することにより、保証を受けたサステナビリティ情報に対する社会の信頼を強化することを目的として策定されたものです。近時、サステナビリティ情報に対する需要が急増するなかで、透明性、関連性及び信頼性を備えたサステナビリティ情報を支える保証を求める要請が強まっています。そこで、IESBAは、サステナビリティ報告に関する保証業務に適用される独立した規定として、IESSAを開発しました。

日本においても、金融審議会が「サステナビリティ情報の保証に関する専門グループ」を立ち上げ、サステナビリティ保証業務実施者に求められる規律のあり方等について議論されています。そのなかでは、国際的な倫理・独立性基準であるIESSAとの整合性を確保する必要性も指摘されています。

---

#### 5. SSBJ事務局、「SSBJハンドブック」を公表

---

サステナビリティ基準委員会(以下「SSBJ」といいます。)事務局は、3月及び4月に続き、3月5日に公表された[SSBJ基準](#)につき、同事務局がSSBJ基準を利用する際の便宜を考慮して作成する解説資料である「SSBJハンドブック」を、5月30日及び6月30日にも公表しました。

SSBJハンドブックはSSBJの審議を経ずに公表されるものであり、SSBJ基準を構成するものではないため、SSBJ基準に準拠するためにその内容に従う必要はありませんが、関係者のニーズが高いもの(SSBJに質問が多く寄せられる事項等)が解説されており、実務上の有益な資料となります。

「[2025年5月SSBJハンドブック](#)」では、新たに6つの解説資料が追加され、「[商業上の機密情報に該当し開示しないことができる場合](#)」、「[産業別の指標](#)」が含まれています。

「[2025年6月SSBJハンドブック](#)」では、新たに9つの解説資料が追加され、「[合理的で裏付け可能な情報](#)」、「[スコープ2 温室効果ガス排出の測定に用いる排出係数](#)」、「[契約証書に関する情報](#)」が含まれています。

---

## 6. SSBJ、「中期運営方針」を公表

---

6月2日、SSBJは、今後3年間のサステナビリティ開示基準の開発及び国際的なサステナビリティ開示基準の開発に関連する活動を行うにあたっての基本的な方針として、「[中期運営方針](#)」を策定し、公表しました。

2025年3月に公表されたSSBJ基準に関しては、財務報告書の主要な利用者（現在の及び潜在的な投資者、融資者及びその他の債権者）が意思決定を行う際に有用な、企業のサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する開示項目を定めることを基本的な考え方とし、高品質で国際的に整合性のあるものを開発するとしています。その上で、わが国固有の定めは市場関係者からニーズの高い情報に関して検討を行うこと、地球温暖化対策の推進に関する法律等周辺諸制度との整合性を考慮すること等が、個別の方針として定められています。

そして、今後のSSBJ基準の開発については、国際サステナビリティ基準審議会（以下「ISSB」といいます。）によりISSB基準が新規に公表される又は既存の基準が改訂される場合、SSBJ基準における取扱いについて、可及的速やかに検討を開始することとされています。また、SSBJ基準の実務への適用が行われた後にも、サステナビリティ関連財務開示をレビューすることを通じて開示実務をモニタリングし、必要に応じて、SSBJ基準の定めを修正することを検討するとしています。なお、適用後レビューは、SSBJ基準が強制適用となってから2年後に開始することが想定されています。

SSBJでは、SSBJ基準の導入支援についても中期運営方針に定めています。具体的には、ウェブサイトからの情報発信による周知活動のほか、補足文書（ISSBによる公表された附属ガイダンス及び教育的資料の和訳）やSSBJハンドブックを公表するとしています。

---

## 7. バーゼル銀行監督委員会、「気候関連金融リスクの任意開示の枠組み」を公表

---

6月13日、バーゼル銀行監督委員会（以下「BCBS」といいます。）は、気候関連金融リスクに関する包括的な取組の一環として、気候関連金融リスクに係る定量及び定性開示様式を例示した「[気候関連金融リスクに関する自主的開示枠組み](#)」を公表しました。

BCBSは、各国における銀行監督に関する共通の基準・指針を策定することを任務とする国際的な機関であり、日本からは金融庁及び日本銀行が参加しています。BCBSは、本枠組みが任意の性質を有するものとし、各国において、国内で実施するか否かの判断をすることを認めています。

本枠組みは、気候関連金融リスクの開示に関していくつかの表と様式を掲載しており、トランジションリスクに係る一部様式では、気候関連財務情報開示タスクフォース（以下「TCFD」といいます。）に定義された

18のセクターに応じた開示を行うことを要求しています。

## 8. 金融庁、「気候関連リスクに関する金融機関の取組の動向や課題」を公表

6月20日、金融庁は、「[気候関連リスクに関する金融機関の取組の動向や課題](#)」を公表しました。

金融庁は、2022年7月に「金融機関における気候変動への対応についての基本的な考え方」を策定し、金融機関における気候関連リスク管理や顧客企業の気候関連リスクの低減を支援する取組について金融機関と対話を実施しました。本文書は、約20社への実態把握に基づき、主な取組や金融機関が認識している課題を取りまとめて公表するものです。

リスク管理に関しては、気候関連リスクをリスクアパタイトフレームワークに組み込むことや、重要度の高いセクター・企業に対するエクスポージャーや排出量のモニタリングを実施することが取組として紹介されています。一方で、気候関連リスクは発現時期が不確実であること、非財務データが不足していること及び計測手法が発展途上であること等に起因して、資本やリスク量のハードリミットの設定・運用を含め、従来の金融リスク管理の枠組みで管理することが困難であるという課題が指摘されています。

また、金融機関による顧客支援については、多排出であることのみをもってダイベストメントするのではなく、エンゲージメントを通じて顧客企業への働きかけを行うこと等の取組があります。

金融庁は、金融機関が、気候変動に対するリスク認識に応じて、気候関連リスク管理の高度化や企業価値向上に向けた取組を継続的に発展させていくことを期待しており、今後も金融機関との対話を行っていくとしています。

## 9. 環境省、「環境課題の統合的取組と情報開示に係る手引き」を公表

6月24日、環境省は、「[環境課題の統合的取組と情報開示に係る手引き](#)」を公表しました。

環境省では、様々な環境分野における企業に対する開示の要求事項に対して、企業が効果的・効率的に対応し、複数の環境課題の同時解決に資する「統合的アプローチ」を研究会において検討し、本文書において紹介するものです。

本文書においては、フレームワークの類似点が多く、国内においても取組が進んでいるTCFDとTNFDのフレームワークに基づいた取組・開示を主な統合の対象として扱っています。具体的には、「ガバナンス」の観点では、気候・と自然に関する課題を同一の会議体で検討し、その検討の目的や議題・議論内容を開示する手法が例示されています。「戦略」の観点では、リスク・機会の特定・評価に関して、気候・自然双方の視点で特定しつつ双方の影響も考慮して、まとめて財務的影響を分析する方法が示されています。また、対応策に関しても、課題間の影響(シナジー・トレードオフ)を考慮して検討することのメリットが謳われています。こ

の点は「指標と目標」においても同様です。「リスク管理」については、気候・自然を同一の会議体・レポートラインで管理して統合的に優先順位をつけて分析し、全社的リスク管理に統合して他の経営リスクと比較することが提案されています。

本文書では、統合的取組・開示を行っている企業の開示例が紹介されています。効果的・効率的な開示の実現に資する資料として活用が期待されます。

パートナー 田井中 克之  
[katsuyuki.tainaka@morihamada.com](mailto:katsuyuki.tainaka@morihamada.com)

アソシエイト 時田 龍太郎  
[ryutaro.tokita@morihamada.com](mailto:ryutaro.tokita@morihamada.com)

## IV. ファイナンス

### 1. 金融庁、「カーボン・クレジット取引に関する金融インフラのあり方等に係る検討会報告書」を公表

2025年6月20日、金融庁は、「[カーボン・クレジット取引に関する金融インフラのあり方等に係る検討会報告書](#)」を公表しました。

同報告書は、カーボン・クレジット取引の透明性と健全性を向上させるための論点を整理したものです。この報告書では、まず、カーボン・クレジット取引の実態と問題点を整理し、その上で、カーボン・クレジット取引の透明性と健全性を向上させるために必要な事項を記載しています。

同報告書では、カーボン・クレジット取引の透明性と健全性を向上させるために重要な点であるとして、①取引の透明性と健全性を確保するための基本的事項、②取引仲介者やクレジット売主に関する事項、③取引所・取引インフラに関する事項、④クレジット買主に関する事項の4つをピックアップし、これらに関する論点を主に整理しています。同報告書における論点整理を基に、カーボン・クレジット取引の透明性・健全性に係る原則が策定されることが期待されます。

同報告書は、カーボン・クレジット取引についてルールベースの新たな規制に関する立法論を論じたものではありませんが、末尾において「我が国においても、本報告書における論点整理も踏まえた形で、カーボン・クレジット取引の透明性・健全性に係るハイレベルな原則の策定に繋がることが期待される」とされており、今後、当局が同報告書に基づき何らかのプリンシプル・ベースの考え方を示すことが予想されます。

## 2. 金融庁、「サステナブルファイナンス有識者会議第五次報告書」を公表

2025年6月30日、金融庁は、「[サステナブルファイナンス有識者会議第五次報告書](#)」を公表しました。同報告書は、幅広い投資家への投資機会の拡充を目指し、サステナビリティ投資の意義を改めて確認した上で、投資機会の拡充のための対応策について議論がされています。

この報告書では、国内のサステナビリティ投資商品に関する取組が紹介された上で、投資機会の拡充のための対応策として、①投資家におけるサステナビリティ投資の認知・理解を向上させるため、サステナビリティ投資を選好する個人に対して、投資手法を含むサステナブルファイナンスに関する情報提供が行われること、②サステナビリティ投資商品の組成・提供にあたって、サステナビリティ課題の解決への貢献や中長期的な投資リターンへの影響等を重視した説明をする等、投資家への説明内容を工夫すべきことが示唆されています。

パートナー 富永 喜太郎  
[yoshitaro.tominaga@morihamada.com](mailto:yoshitaro.tominaga@morihamada.com)

アソシエイト 岡本 員禎  
[kazuyoshi.okamoto@morihamada.com](mailto:kazuyoshi.okamoto@morihamada.com)

## V. 環境

### 1. 環境省、「令和6年度 循環型ファッションの推進方策に関する調査業務～マテリアルフロー調査結果～」を公表

5月5日、環境省は、「[令和6年度 循環型ファッションの推進方策に関する調査業務～マテリアルフロー調査結果](#)」(以下「本調査」といいます。)を公表しました。

本調査によれば、2024年時点のデータによれば、衣類の国内新規供給量は、計82.2万トンであり、その約7割に相当する計55.8万トンが、事業所及び家庭から手放され、未利用で廃棄されていると推計されました。

本調査によるマテリアルフローの作成の経緯としては、環境省では、2020年度より、アンケート結果や業界団体等からの情報を収集・整理し、衣類の製造から廃棄までに係るマテリアルフローを整理していますが、2024年度は、有識者の監修の下、推計方法等の再度の検討・精査を行い、取りまとめを行いました。本調査によるマテリアルフローとは、「日本国内において、製品が市場に投入・供給されてから処理をされるまで

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的な案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

の工程」を示しており、本マテリアルフローを作成する目的としては、以下の①・②と設定されています。

- ①定期的な更新の家庭で、特定のフローの推計結果(特に、家庭から廃棄される衣類の量)を定点観測すること
- ②ライフサイクル全体におけるホットスポット(優先的に対策が必要な箇所)を特定し、政策検討の参考材料とすること

各フローは、「生産・輸出入」、「販売・使用・リユース等(国内)」、「排出・収集・選別・再資源化等」の各段階で、さらに細分化し、推計を行っています。本調査では、各項目の算出方法の詳細が整理されています。

---

### 2. 環境省、「ストックホルム条約、バーゼル条約及びロッテルダム条約締約国会議の結果について」を発表

---

5月13日、環境省は、[ストックホルム条約、バーゼル条約及びロッテルダム条約締約国会議の結果について](#)を発表しました。

すなわち、化学物質・廃棄物関連 3 条約の締約国会議である、ストックホルム条約第 12 回締約国会議、バーゼル条約第 17 回締約国会議及びロッテルダム条約第 12 回締約国会議が、2025 年 4 月 28 日～5 月 9 日(現地時間)の日程で、スイス・ジュネーブにおいて合同開催され、我が国からは、外務省、経済産業省及び環境省の担当者が出席しました。

会議期間中、条約ごとの技術的な課題や運用上の課題について議論が行われたほか、3 条約間のシナジー強化や関連国際機関・枠組みとの連携を通じた効率的な対策の実施についての議論が行われました。

ストックホルム条約については、「クロルピリオス」、「中鎖塩素化パラフィン」及び「長鎖ペルフルオロカルバン酸(LC-PFCA)とその塩及び LC-PFCA 関連物質」の条約附属書 A への追加が決定されました。バーゼル条約については、同条約の附属書を改正し、2030 年に発行すること等が決定されました。また、輸出相手国への事前通告・輸入国における同意回答手続(PIC 手続)の改善に係る議論が行われました。ロッテルダム条約については、「カルボスルファン」及び「フェンチオン」の条約対象物質への追加が決定されました。

その他、2026 年 6 月 22 日～26 日にバーゼル条約公開作業部会がジュネーブで開催され、次回の 3 条約締結国会合は、2027 年 4 月 19 日～30 日にパナマで開催されることとなりました。

---

### 3. 環境省、「地域ぐるみでの支援体制構築ガイドブック(令和 6 年度版)～地域で脱炭素経営を推進する意義～」を公表

---

5月19日、環境省は、[「地域ぐるみでの支援体制ガイドブック\(令和 6 年度版\)～地域で脱炭素経営を推進する意義～」](#)を公表しました。

環境省では、2023 年度より、日頃から中小企業と接点の多い金融機関、団体(支援機関)が自治体と連携してプッシュ型で支援する「地域ぐるみでの脱炭素経営支援体制構築モデル事業」を全国 16 地域で開始し、この成果を踏まえ、脱炭素に向けた取組ステップ「知る」「測る」「減らす」の支援メニューの充実と、支援体制構築のプロセスやポイントについて整理し、2023 年 3 月に「地域ぐるみでの支援体制構築ガイドブック」を公表しました。

2024 年度は、このガイドを活用しつつ、新たに 10 地域でモデル事業を実施するとともに、2023 年度の 16 地域の取組についてフォローアップを実施したところ、支援体制の継続や地域の中小企業の巻き込みといった共通の課題が明らかになりました。

本ガイドブックは、地域で脱炭素経営を推進する意義に着目し、モデル事業に参加した 26 地域の取組を参照しつつ、構築した支援体制が、どのようにして継続して地域の中小企業を巻き込みながら、脱炭素に向けた取組を浸透させるかという点を中心に参考になる手順・ポイントを整理し、その方法や具体例をまとめたものです。

本ガイドブックは、各地域での脱炭素経営の浸透の一助になることが期待されています。

---

#### 4. 環境省・経済産業省、第 1 回アジア・ゼロミッション共同体(AZEC)での炭素市場構築に関する国際会合を開催

---

5 月 19 日、環境省と経済産業省は、「[第 1 回アジア・ゼロエミッション共同体\(AZEC\)での炭素市場構築に関する国際会合](#)」(AZEC・DCM 国際会合)を開催しました。

今回の会合には、AZEC パートナー国のエネルギー関係省庁と環境関係省庁の政策担当者や関係機関等が参加しました。

会合では、①GHG 排出量の可視化に向けた各国政府や民間企業の取組、②GHG 排出削減を評価するための指標や手法の開発について、情報交換及び意見交換を行いました。

今後も AZEC・DCM 国際会合を活用し、AZEC パートナー国との連携のもとで、アジアの脱炭素化に向けた議論が進められます。

(※)AZEC とは、11 か国の AZEC パートナー国(オーストラリア、ブルネイ、カンボジア、インドネシア、日本、ラオス、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム)が参加する、域内のカーボンニュートラル／ネット・ゼロ排出に向けた協力のための枠組み。

## 5. 欧州委員会、欧州森林破壊防止規則(EUDR)に基づき、「高リスク国」と「低リスク国」の指定方法を規定する EU 規則を公表、分類案も提示

5月22日、欧州委員会は、本年12月30日から(小規模・零細企業は2026年6月30日から)適用予定の欧州森林破壊防止規則(EU Regulation on Deforestation-free Products、以下「EUDR」という。)に基づき、「高リスク国」と「低リスク国」の指定方法を規定する [EU 規則](#) を発表しました。

生産国は、森林減少フリーでない産物が生産されるリスクの度合いに応じて、3つのカテゴリー(高リスク国、標準リスク国、低リスク国)に分類され、カテゴリーに応じて必要となるデューデリジェンスの内容が異なります。

日本は、「低リスク国」に分類された。このほかの低リスク国は、EU加盟国、英国、米国、豪州、ニュージーランド、中国、韓国等140か国です。ブラジル、アルゼンチン、メキシコ、インドネシア、マレーシア等は「標準リスク国」となりました。「高リスク国」は、ロシア、ベラルーシ、北朝鮮、ミャンマーの4か国です。

## 6. 環境省、排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令を公布

5月26日、環境省は、[排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令を公布](#)しました。

すなわち、水質汚濁防止法におけるほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物の一般排水基準については、廃水基準を定める省令の一部を改正する省令(平成13年環境省令21号)により設定されました。その際、同令の附則において、直ちに一般排水基準を達成することが著しく困難であった一部の工場・事業場(40業種)に対し、暫定措置として暫定排水基準が設定されました。その後、暫定排水基準の見直しが順次実施され、現在は10業種について暫定排水基準が設定されています。

現行の暫定排水基準が2025年6月30日をもって適用期限を迎える8業種のうち、7業種について、一部の基準値を強化しつつ暫定排水基準の適用期間を延長することとされました。延長後の適用期間は、2028年9月30日までです。他1業種は一般排水基準に移行しました。

施行期日は、2025年7月1日です。

---

## 7. 環境省、令和 7 年版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書を公表

---

6月6日、環境省は、[令和 7 年版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書](#)（以下「本白書」という。）を公表しました。

2024年5月に閣議決定された第六次環境基本計画では、環境政策が目指すべき社会の姿として、「循環共生型社会」の構築を掲げ、「ウェルビーイング／高い生活の質」をもたらす「新たな成長」の実現を目指すことを打ち出しており、本白書では、「新たな成長」を導くグリーンな経済システムの構築をテーマに、昨今の環境の状況、施策等を交えて概説しています。

本白書は、①第1部の総合的な施策等に関する報告として、第1章「市場」～環境とビジネス～、第2章「政府」～循環経済・自然再興・炭素中立の統合に向けた取組～、第3章「国民」～地域・暮らしでの環境・経済・社会の統合的向上の実践・実装～、第4章 東日本大震災・能登半島地震からの振興・創生、②第2部 令和6年度に各分野で講じた施策等に関する報告、さらに③令和7年度に各分野で講じようとする施策からなっています。

本白書は、我が国の今後の環境施策等をよく理解する上で、大変参考となるものといえます。

---

## 8. 欧州理事会、欧州バッテリー規則におけるデューディリジェンス義務の適用日を2年延期

---

6月19日、欧州理事会は、欧州委員会が提案した欧州オムニバス法案第4弾の提案の一部を承認し、[欧州バッテリー規則における事業者に対するデューディリジェンス義務の適用日を2年間延期することを決定](#)しました。

そもそも欧州バッテリー規則とは、EU域内で使用されるバッテリーを対象に、ライフサイクルの各段階における遵守事項を定めたものです。事業者に遵守が求められる義務の一環として、廃棄物管理を含むバッテリーの環境への悪影響を防止又は削減するためのデューディリジェンスを実施し、結果を報告すべきであることが定められています。欧州委員会は、事業者がデューディリジェンスを遵守するための準備を行う期間を確保するべく、かかる義務の適用日を2025年8月18日から2027年8月18日まで延期すると発表しました。また、デューディリジェンスの検証を行う第三者検証機関の設立も延期されるとしています。

バッテリー規則へのデューディリジェンス義務の追加は事業者に対して大きな負担を求めるものであるだけに、今後の欧州理事会、欧州委員会の動向を注意深く追うことが重要です。

## 9. 環境省、「水質基準に関する省令の一部を改正する省令」及び「水道法施行規則の一部を改正する省令」を公布

6月30日、環境省は、「[水質基準に関する省令の一部を改正する省令](#)」及び「[水道法施行規則の一部を改正する省令](#)」を公布しました。

本省令は、ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)について、水道水の水質基準を新たに設定するものであり、これにより、2026年4月から、水道事業者等に対して、PFOS及びPFOAに関する水質検査の実施及び基準を遵守する義務が新たに課されることとなります。また、公共用水域等におけるPFOS及びPFOAについて、「指針値」を設定しています。

有機フッ素化合物であるPFOS及びPFOAは自然に分解されることがなく、環境や人体への影響が懸念されるため、化審法によって国内における使用、製造、輸入等が禁止されています。2024年6月に内閣府食品安全委員会が有機フッ素化合物に係る食品健康影響評価を取りまとめたこと並びに2025年5月8日に中央環境審議会において「水道における水質基準等の見直しについて(第1次答申)」及び「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の見直しについて(第7次答申)」が答申されたことを踏まえ、PFOS及びPFOAの取扱い等をより厳格に規制するべく、本省令が公布されました。

有機フッ素化合物の問題は現在世界中で問題になっており、国内でも規制やリスク管理に関する取組が進められていますが、本省令によって水質基準に関する規制が一層厳格になった形です。

パートナー [川端 健太](#)  
[kenta.kawabata@morihamada.com](mailto:kenta.kawabata@morihamada.com)

アソシエイト [一井 梨緒](#)  
[rio.ichii@morihamada.com](mailto:rio.ichii@morihamada.com)

アソシエイト [百瀬 陽向](#)  
[hinano.momose@morihamada.com](mailto:hinano.momose@morihamada.com)

## VI. ビジネスと人権

### 1. RMI、鉱物サプライチェーンに関する新たな評価基準を発表

4月30日、グローバルサプライチェーンにおける責任ある企業行動を推進する企業同盟 [Responsible Business Alliance](#) (RBA)傘下の [Responsible Minerals Initiative](#) (RMI)は、鉱物サプライチェーンにおけるリスクを評価するための[新しい評価基準](#)を発表しました。

RMIは、EUの[バッテリー規制](#)や[コーポレート・サステナビリティ・デューディリジェンス指令\(CSDDD\)](#)、

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的な案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

ドイツの[サプライチェーン・デューデリジエンス法](#)等によるサプライチェーンにおけるデューデリジエンス実施の法定義務化を受けて、評価基準の見直しを行ってきました。今回発表された評価基準はこれらの国際基準に規定された要件をサポートするように設計されているとのことです。

新しい評価基準は、社会、環境、労働安全衛生、及びガバナンスに関するリスクを評価するための新規格と一次資源及び二次資源の調達におけるリスク管理に焦点を当てた「サプライチェーン・デューデリジエンス・モジュールプラス」によって構成されています。また、RMI は、企業の負担を考慮し、企業による同評価基準への参画を促すための技術的支援として、新しいトレーニングやガイダンス、ツールを提供しています。

---

### 2. AIAG、強制労働デューデリジエンス報告書第 2 版を発行、9 月から提出要求

---

5 月 13 日、自動車業界の共通課題に取り組む非営利団体である [Automotive Industry Action Group \(AIAG\)](#) は、近年、世界各国で新たな法整備や規制強化が進んでおり、企業の透明性や説明責任に対する期待が高まっていること等を踏まえ、自動車業界における強制労働デューデリジエンスプログラムの一環としてデューデリジエンス報告書テンプレート(DDRT)第 2 版を発行しました。

DDRT 第 2 版は、報告プロセスを合理化してサプライヤーによる DD の実施をサポートすること等を内容としており、自動車業界が共同してこの問題に取り組むことを支援するものになっているとされています。

大手自動車メーカー 6 社は、2025 年 9 月から特定のサプライヤーに報告書の提出を求め、2026 年半ばからはより広い範囲のサプライヤーに対し報告を要求する予定とされています。こうした動きにより、自動車業界全体で強制労働の排除に向けた取組がますます進むものと考えられます。

---

### 3. 米国、性的ディープフェイク画像等の削除を義務化する法律を制定

---

5 月 19 日、トランプ米大統領は、「[ウェブサイト及びネットワーク上の技術的ディープフェイクによる既知の悪用に対処するための手段に関する法律 \(Tools to Address Known Exploitation by Immobilizing Technological Deepfakes on Websites and Networks Act\)](#)」、通称「TAKE IT DOWN 法」に署名し、同法が成立しました。

この法律は、性的画像(AI 技術等でわいせつな画像や動画を作り出すディープフェイクを含む)を被写体本人の同意なく故意に開示することを刑事罰の対象とするとともに、対象プラットフォームに対して被写体本人の求めに応じて当該画像の削除プロセスを実行することを義務付けるものです。

米国では、過去 10 年以上にわたって多くの州において「リベンジポルノ」等を規制する法律が制定され、また、2022 年には連邦議会でも、リベンジポルノの被害者が連邦裁判所で民事訴訟を提起できる権利を定める法律が制定されました。もっとも、一部の州ではデジタル技術で作出された画像も明示的に規制の対

象としていますが、連邦レベルの民事訴訟制度には当該画像に関する明確な規定がありませんでした。

こうした状況を受けて、本法案は、「対話型コンピューターサービス」(オンラインアプリやオンラインサービスの大半を含むと広く解釈されます。)を使用して、識別可能な個人の「性的な視覚的描写(intimate visual depiction)」又は「デジタル偽造物(digital forgery)」を故意に公開することを一定の条件下で違法としました。また、対象プラットフォームは、可能な限り早く(遅くとも被写体本人等からの書面通知を受領した後、48 時間以内に)当該画像を削除する必要があり、また、そのためのプロセスを導入する必要があるとされています。

ディープフェイク対策は各国で進められており、日本においても、実在の子供がモデルとされた「性的ディープフェイク」は児童ポルノ法の規制対象になり得る旨の法務省見解が示されている点に注目されます。

---

#### 4. FSC、自主隔離先住民族(IPVI)の権利保護強化を表明

---

5 月 23 日、森林管理協議会(FSC)は、自主的に隔絶を選択する先住民族(Indigenous Peoples in Voluntary Isolation(IPVIs))の権利と福祉に対する森林管理活動(特に伐採)の影響について、国際的な懸念が高まっているとして、権利保護に向けた取組強化を表明しました。同表明では、IPVIs は世界で最も脆弱な存在の一つであり、彼らの外部との接触を拒む権利は完全に尊重されなければならないとしています。

FSC はこれまで、先住民族の権利を尊重するため、FPIC(自由意思による事前の十分な情報に基づく同意)の原則を FSC の規範的フレームワークの中心に据え、森林管理活動において、先住民族の関与、参画、同意の重要性を強調してきました。今般の表明では、外部との接触を拒絶する IPVIs にはこの原則を適用できないことを認め、このような制度上の問題の解決に向けた取組を実行していることを明らかにしました。

FSC の会員は本取組について積極的に議論しており、来たる 10 月の総会では、IPVIs の権利をより強力に保護・擁護するための措置を盛り込んだ議案について投票を行う予定であるとしています。

---

#### 5. 「ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議」第 12 回会合の実施

---

5 月 28 日、「ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議」の局長級 第 12 回会合が開催されました。日本政府は、2020 年 10 月に初めて「ビジネスと人権に関する行動計画」(以下「行動計画」といいます。)を策定しましたが、本会合は、行動計画の実施及び見直し段階において、必要な検討及び決定を関係府省庁が連携して行うために継続的に開催されています。

第 12 回会合では、行動計画 4 年目(2024 年 4 月から 2025 年 3 月末)の実施状況について関係府省庁からそれぞれの取組の報告がなされました。行動計画 4 年目に行われた施策として、例えば、厚生労働

省が国際労働機関(ILO)とともに作成した「[労働におけるビジネスと人権チェックブック](#)」や、近時パブリックコメントが行われた育成就労制度の創設に伴う外国人労働者の保護を目的とした政省令の作成等に向けた準備等が報告されました。

また、現在の行動計画は 2025 年までの計画であることからその改定が議論されてきましたが、第 12 回会合では行動計画の改定案が承認されました。当該改定案は公表されておらず、2025 年 12 月の改訂版の公表を目指して検討を進めるとされています。但し、2024 年 12 月に前記連絡会議の第 11 回会合において承認された[骨子案](#)によると、「優先分野」として、ライツホルダーの視点では、ジェンダー平等、外国人労働者、子どもと若者、障害者、高齢者が掲げられるとともに、「新しい人権課題」として、「AI・テクノロジーと人権」・「環境と人権」が盛り込まれており、これらの具体的な施策が改訂版行動計画には盛り込まれるものと考えられます。

---

### 6. FSC、苦情及び不服申立処理に関する規定の改訂案へのパブリックコンサルテーションを開始

---

6 月 3 日、森林保護を推進する国際 NGO 森林管理協議会(FSC)は、苦情及び不服申立処理に関する規定の改訂案へのパブリックコンサルテーションの開始を[発表](#)しました。改定プロセスは 2023 年から始まっており、第 1 回パブリックコンサルテーションにおけるステークホルダーからのフィードバックを踏まえて、FSC は、改定案を作成するために検討を行ってきました。

今回のパブリックコンサルテーションに付される改訂案における主な変更点の一つは、苦情が FSC システムにおける異なる主体によって様々なレベルで取り扱われるところ、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」(以下「国連指導原則」といいます。)及びその苦情処理メカニズムに関する原則 31 に基づき、これらの主体が確保しなければならない苦情等処理における一貫性等を規定するとされています。

国連指導原則が国連人権理事会において全会一致で支持されてから既に十数年が経過していますが、EU の CSDDD を含め、様々なルール形成に国連指導原則が影響を与えていることがうかがわれます。「ビジネスと人権」に関しては、引き続き、国連指導原則の適切な理解が重要であるといえます。

---

### 7. PRI、人権イニシアティブ Advance で初の年次報告

---

6 月 5 日、国連環境計画・金融イニシアティブ及び国連グローバル・コンパクトとのパートナーシップによる投資家イニシアティブである責任投資原則(PRI)は、人権及びその他の社会問題の解決を目指す協働スチュワードシップ・イニシアティブである [Advance](#) の初の[年次報告](#)を発行しました。

Advance は、2022 年 12 月に PRI により発足された協働イニシアティブで、機関投資家が自らの責任(スチュワードシップ)として人権尊重に取り組むことで、リスクを軽減したリターンを保護・強化する点で機

関投資家を支援することを目的としており、2025年7月現在、260を超える投資家が支持しており、日本の大手生命保険会社やアセットマネジメント会社も多数含まれています。

当該年次報告は、金属・鉱業及び再生可能エネルギーの2つの業界について、急ぎ求められている世界的なクリーン・エネルギーへの移行にとって重要でありながら、重大な人権リスクを伴う可能性があるとして指摘し、38の企業を対象にエンゲージメントを行っているとしています。その上で、世界的なエネルギー移行のための鉱物(再生可能エネルギー技術のために重要である)のおよそ半数は、先住民族の土地又はその付近に埋蔵されていると推計されており、その結果として、現地の先住民族コミュニティは、不均衡な割合で、強制的な移住、土地・生計手段の喪失、環境破壊、健康への悪影響に直面している等と指摘しています。

「ビジネスと人権」の世界では、脆弱な立場にあるステークホルダーの人権リスクに特に注意すべきと考えられており(国連「ビジネスと人権に関する指導原則」18解説)、前記先住民族はその一例と考えられます。前記7.でも言及しましたとおり、成立から十数年が経過した国連指導原則の考え方は、引き続き様々な場面で重視されているといえます。

### 8. 法務省、「人権教育・啓発に関する基本計画(第二次)」にビジネスと人権に関する記載等を追加

6月6日、法務省人権擁護局は、「[人権教育・啓発に関する基本計画\(第二次\)](#)」の策定を公表しました。もともと、「人権教育・啓発に関する基本計画」は、2002年に第一次基本計画が策定されていましたが、今般、昨今の社会経済情勢の変化や国際的潮流の動向を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策の更なる推進を図るため、新たに第二次計画を策定したものとされています。

第一次基本計画からの「ビジネスと人権」に関する主な変更点としては、①「ビジネスと人権」に関する記載が追加されたことや、②「インターネット上の人権侵害」が各人権課題に横断的な課題として整理されたこと等が挙げられます。

具体的には、前記①に関して、「企業にも人権尊重の責任があるとされていること、このような責任は業種や企業規模、職種を問わず求められること」に触れ、「幅広い企業において、幹部を始め、人権研修が広く行われるよう支援することも求められる」と指摘しました。また、前記②に関して、「個人に対する誹謗中傷、名誉毀損やプライバシーの侵害、差別を助長する表現の掲載、こどもの性被害等人権に関わる様々な問題が急速に深刻化している」との問題意識を示し、法整備の強化を進めているとしています。

これらを踏まえると、「ビジネスと人権」の取組への期待がますます高まっているとともに、特にインターネットに関連するビジネスを展開する企業にとっては、特にその期待が高まっていると考えられます。

## 9. 世界経済フォーラム、「世界ジェンダー・ギャップ報告書 2025」を公表

6月11日、世界経済フォーラム(WEF)は、148の国・地域を対象として、ジェンダー不平等状況を分析した「[世界ジェンダー・ギャップ報告書\(Global Gender Gap Report\)2025](#)」を公表しました。同報告書では、経済参画と機会、教育達成度、健康と生存、政治的エンパワーメントという4つの主要な側面(サブ指数)における男女間の平等度の現状及びその進展を、ベンチマークした「ジェンダー・ギャップ指数(Gender Gap Index:GGI)」が明らかにされています。

日本のジェンダー・ギャップ指数は、昨年よりわずかに改善(+0.3ポイント)し、66.6%(2024年版と同様に118位)とされました。ほぼ全てのサブ指数において、日本は2024年から平等度が向上したと指摘されています。特に「経済参画と機会」の分野では、①女性の労働参加率の上昇(54.8%から55.6%へ)、②女性の上級公務員・管理職・議員の割合の増加(14.6%から16.1%へ)、③推定所得の平等度の改善(58.3%から59.2%へ)等を要因として、そのスコアが56.8%から61.3%に大きく上昇している点が特徴的とされています。

「ビジネスと人権」の取組に当たっては、脆弱な立場に置かれやすいステークホルダーの視点を取り込む必要があるところ、日本社会において引き続き女性の視点を取り込むことの重要性が示唆されていると考えられます。

## 10. ILO、「労働環境における生物学的な危険からの保護に係る条約(ILO192号条約)」を採択

6月13日、国際労働機関(ILO)は、「[労働環境における生物学的な危険からの保護に係る条約\(ILO192号条約\)](#)」を採択しました。

本条約は、加盟国の政府に対し、所轄当局による生物学的リスク評価に基づき、労働環境における生物学的な危険(※)への曝露に対する保護を、労働安全衛生に関する自国の国内政策に統合し、定期的に見直すことを求めています(3条)。

(※)あらゆる微生物、細胞又は細胞培養物、寄生虫又は非細胞性微生物実体(遺伝子組換えされたものを含む)、及びそれらに関連するアレルゲン源や毒素の他、業務に関連して曝露された場合、人の健康に危害を及ぼす可能性のある植物または動物由来のアレルゲン源、毒素、刺激物質(1条(a))

また、事業者に対しては、合理的に実施可能である限りにおいて、適切かつ必要な予防・保護措置を講じることで、管理下にある労働環境が生物学的な危険への曝露による安全及び健康へのリスクがないことを確保することが求められています(15条)。さらに、感染症の発生を考慮し、労働環境における生物学的な危険に関連する事故、事件、緊急事態に対処するため、企業の規模や性質に応じた準備・対応計画及び手順を

確立しなければならないとしています(18 条)。同条約は、2 か国以上が批准し、ILO 事務局長に批准書が登録された日から 12 ヶ月後に発効し(25 条 2 項)、各加盟国においては当該国の批准書が登録された日から 12 ヶ月後に発効します(25 条 3 項)。

「ビジネスと人権」における重要なステークホルダーである労働者に係る安全を確保するルールの一つといえ、特に「生物学的な危険」が高いビジネスを行う企業にとって重要なルールであると考えられます。

---

### 11. ILO 及び UNICEF、「児童労働の世界推計 2024 年版」を公表

---

6 月 11 日、ILO 及び UNICEF は、「児童労働の世界推計 2024 年版」を公表しました(エグゼクティブサマリーの[日本語仮訳](#)も公表されています。)

前回の ILO 及び UNICEF の報告書「[児童労働 2020 年の世界推計、動向、前途\(エグゼクティブ・サマリー\)](#)」によれば、2020 年時点で児童労働に従事している子どもの数は 1 億 6 千万人と推計されていましたが、今般公表された報告書によれば、1 億 3,760 万人と推計され、直近の 4 年間で児童労働の撤廃に向けて前進が見られるとしています。他方で、同報告書では、2030 年までに児童労働を撲滅するためには現在のペースの 11 倍で取組が行われる必要がある(2045 年までとすると 7 倍、2060 年までとすると 4 倍)と指摘しており、今後も継続的に取り組んでいく必要があることが示唆されています。

また、児童労働に従事する子どもの分布割合は、(年齢区分によって異なるものの全年齢の平均としては)農林水産業が 61%を占めるとされており、引き続き、特に農林水産業をバリューチェーンに含むビジネスにおいては、児童労働のリスクが相対的に高いことが示されています。

---

### 12. UNGC、「持続可能な調達連合」発足

---

6 月 17 日、国連グローバル・コンパクト(United Nations Global Compact:UNGC)は、持続可能な調達を推進するイニシアティブ「持続可能な調達連合」(以下「本連合」といいます。)を立ち上げたことを公表しました。本連合は、企業の調達活動を持続可能なビジネス推進及び企業価値・競争力向上のための核心的な手段として位置付けています。

本連合は、2024 年 5 月に UNGC が発足した「[持続可能なサプライヤーと中小企業\(SME\)プログラム](#)」を基盤としており、持続可能な調達に取り組む企業を結集するものになるとされており、創設メンバー企業は 2025 年 9 月 25 日に発表される予定です。

本連合は、重要な産業等からリーダーシップを活用する一方で、業界や企業規模にかかわらずインクルーシブな参加を促進することにも同等にコミットしており、2030 年までに 10 万社の企業を関与させることの一環として、中小企業やサプライヤーとも密接に連携し、これらの企業が持続可能な経済の中で成功する

ために必要なツールや知識、機会へのアクセスを確保するとしています。

### 13. 米国 CBP、強制労働の関与が疑われる外国製品に対する申立てポータルを開設

6月20日、米国税関・国境警備局(US Customs and Border Protection (CBP))は、[強制労働の関与が疑われる外国製品に対する申立てポータル\(Forced Labor Allegation Portal\)](#)を開設したことを発表しました。

米国では、1930年関税法307条及びウイグル強制労働防止法(UFLPA)等に基づき、強制労働、囚人労働等により全部又は一部が生産等された製品や新疆ウイグル自治区で全部又は一部が生産等されることで強制労働等によるとみなされた製品の輸入が原則禁止されており、CBPが当該製品の輸入を差し止めています。

強制労働製品に係るCBPへの通報は、これまでCBP上の[貿易違反報告\(Trade Violation Reporting\(TVR\)\)ポータルサイト](#)等を通じて行われてきましたが、今後は、今回開設された新たなポータルにて行うこととなります(電子メール経由での申立ても可能ですが、処理に時間を要するとされています)。またCBPは、同ポータルに関するガイド([Office of Trade Forced Labor Allegation Portal Quick Reference Guide \(QRG\)](#))及び[解説動画](#)を公表しており、新たなポータルの利用方法や申請時に確認すべき事項(CBP公表の[申請チェックリスト](#)や[証拠書類に関するガイド](#)も参考になる)等について確認することができます。

### 14. 欧州理事会、EU CSDDD 修正案に対するポジションを公表

企業サステナビリティ・デュー・ディリジェンス指令(CSDDD)や企業サステナビリティ報告指令(CSRD)等の規制を簡素化するものとして2月に公表された[オムニバス法案](#)のうち、適用開始時期を延期すること等を含む改正法(通称「[Stop-the-Clock Directive](#)」)が4月17日に施行されたことは、前回の[Client Alert - Sustainability\(第2号\)](#)で解説いたしました。

その後も、オムニバス法案についての議論は継続しており、特に、オムニバス法案の報告者を務めるヨルゲン・ワーボーン議員が作成したオムニバス法案に関する[Draft Report](#)が5月26日付で提出されました。このレポートは、①CSRD及びCSDDDのいずれについても、EU域内企業の適用対象要件を平均従業員数3,000名及び年間純売上高4億5,000万ユーロ超とすることや②CSDDDについては気候変動緩和のための移行計画の策定義務自体を撤廃すること等を提案しています。

その後、6月23日に欧州理事会は、[オムニバス法案に対する理事会のポジション](#)を発表しました。同方針によりますと、最大手企業が最もバリューチェーンへの影響力があり、デュー・ディリジェンスに必要な費用や

負担を吸収することができるとして、①EU 域内外問わず CSDDD の適用対象企業の売上高要件を 15 億ユーロに引き上げること(EU 域内企業の平均従業員数要件は 5,000 名に引き上げること)、また、CSRD についても EU 域内外問わず適用対象企業の売上高要件を 4 億 5,000 万ユーロに引き上げること(EU 域内企業の平均従業員数要件は、オムニバス法案と同様に平均従業員数 1,000 名とすること)を提案しています。また、②気候変動緩和のための移行計画について策定義務は維持することとしています。

CSRD 及び CSDDD の修正に関する議論は引き続き継続しており、今後の議論の行方を注視する必要があります。

カウンセラー 塚田 智宏  
[chihiro.tsukada@morihamada.com](mailto:chihiro.tsukada@morihamada.com)

アソシエイト 平田 亜佳音  
[akane.hirata@morihamada.com](mailto:akane.hirata@morihamada.com)

アソシエイト 齊藤 理木  
[rick.saito@morihamada.com](mailto:rick.saito@morihamada.com)

アソシエイト 伊藤 英恵  
[hanae.ito@morihamada.com](mailto:hanae.ito@morihamada.com)

## VII. ガバナンス

### 1. 金融庁、第三次改訂版スチュワードシップ・コードを公表

2025 年 6 月 26 日、金融庁は、『『責任ある機関投資家』の諸原則「日本版スチュワードシップ・コード」～投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために～」の第三次改訂版が確定したとして、その内容を公表しました(改訂版は、取りまとめ資料と共に公開されています。)

確定したスチュワードシップ・コードの第三次改訂版は、2025 年 3 月 21 日から同年 4 月 20 日から実施されていたパブリックコメントの手続を踏まえたものですが、当初案からの実質的な変更はなく、①実質株主の透明性向上についての指針の新設(指針 4-2)、②協働エンゲージメントの促進にむけた追記(指針 4-6)、③「プリンシプルベース・アプローチ」の趣旨徹底の観点からの記載の削除・統合・簡略化等が行われています。

今般のスチュワードシップ・コードの改定内容は、機関投資家と企業とのエンゲージメント実務に影響を与える内容であり、今後の実務動向を含めて注視する必要があります。

## 2. 金融庁、「コーポレートガバナンス改革の実質化に向けたアクション・プログラム 2025」を公表

2025年6月30日、金融庁は、「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」での議論を踏まえ、「[コーポレートガバナンス改革の実質化に向けたアクション・プログラム 2025](#)」を公表しました(アクション・プランは、その[概要や関連調査等](#)とともに公表されています。)

アクション・プログラム 2025 では、①「稼ぐ力の向上」、②「情報開示の充実・投資家との対話促進」、③「取締役会等の機能強化」、④「市場環境上の課題の解決」、⑤「サステナビリティを意識した経営」の5つの課題について、それぞれ今後の主な方向性が示されています。例えば、⑤「サステナビリティを意識した経営」については、サステナビリティ開示・保証制度についてさらに議論を深め、特にサステナビリティ情報を含む非財務情報の虚偽記載等に対する責任のあり方の検討(セーフハーバー・ルールの整備)を行うほか、人的資本に関する国際的な基準開発への意見を発信するとされています。

また、コーポレートガバナンス・コードの次回改訂についても言及されており、引き続き、企業と投資家の自律的な意識改革に基づくコーポレートガバナンス改革の実質化を促しつつ、企業の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に真に寄与する「緊張感ある信頼関係」に基づく対話の促進に向け、コーポレートガバナンス・コードの見直しを行う等、必要な環境整備を推進していくとされています。そして、コード見直しの際には、上場企業の対応コスト・開示負担に配慮し、策定・改訂時から一定期間が経過し実務への浸透が進んだ箇所等を削除・統合・簡略化し、前回コード改訂時(2021年)以降に法制化された内容との重複排除に努める等、コードのスリム化／プリンシプル化も同時に検討するとされています。

パートナー 太子堂 厚子  
[atsuko.taishido@morihamada.com](mailto:atsuko.taishido@morihamada.com)

アソシエイト 藤井 祐輔  
[yusuke.fujii@morihamada.com](mailto:yusuke.fujii@morihamada.com)